

令和5年9月1日

お客様各位

筑後信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う流動性預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、流動性預金規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和5年10月2日

2. 改定する規定

流動性預金規定

3. 改定内容

未利用口座管理手数料の新設に伴い、以下の条項を新設致します。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">流動性預金規定 共通規定</p> <p>14条（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 当庫が定める所定の条件のもと、普通預金口座（無利息型普通預金口座・総合口座も含みます。）および貯蓄預金口座において、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（未利用口座管理手数料の引落を除く）等がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料を引き落とすことができるものとします。</p> <p>また、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、預金全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することが出来るものとします。</p> <p>(3) 未利用口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用には応じません。</p> <p>(4) 上記（1）、（2）、（3）については、令和6年10月1日より施行します。</p>	<p style="text-align: center;">流動性預金規定 共通規定</p> <p style="text-align: center;">新設</p>

以上